

第 19 回 青森県環境審議会

日時：平成 25 年 9 月 4 日（水）

午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分

会場：青森国際ホテル 2 階「春秋の間」

（司会）

開会に先立ちまして、本日の配布資料について確認をさせていただきます。

皆様のお手元に、配布資料一覧、会議次第、出席者名簿、席図、資料として「オスキジ・オスマドリの捕獲期間の制限」(案)となっております。

また、針生委員から、キジ類の資料提供がありましたのでお知らせいたします。

資料に過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから第 19 回青森県環境審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、林環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

（林環境生活部長）

環境生活部長の林でございます。本日、青森県環境審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、皆様、大変お忙しい中、本日ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。そしてまた、委員の皆様方には常日頃から環境行政をはじめとして県政全般にわたりまして、格別のご理解とご協力をいただいておりますこと、重ねてお礼を申し上げるしだいでございます。

皆様ご承知のとおり、本県は十和田湖や八甲田山など、豊かな自然に恵まれているところでございます。こういった自然につきまして、特に今年度は従来県立自然公園でございました種差海岸、階上岳の地域が、この変化に富んだ海岸、あるいは優れた眺望といったものが評価されまして、今年 5 月 24 日に三陸復興国立公園に指定されたところでございます。

また、世界遺産の白神山地、我が国で初めての世界自然遺産として登録されたものでございますけれども、今年度で 20 周年を迎えました。

こうしたかけがえのない本県の自然環境を確実に次世代へ引き継いでいくということが私達の責務であると考えているところでもございます。

そしてまた一方、地球温暖化が進行しております中、私達の暮らしや仕事のあり方を見直しまして、二酸化炭素の排出やゴミの発生量が少なく、そして環境への負荷が少ないライフスタイルというものを確立することが求められているところでございます。

こういったことから、県におきましてはこの環境審議会のご審議もいただきました上で、

今年3月に第四次青森県環境計画を策定したところでございます。この環境計画に基づきまして本県がめざします「循環と共生による持続可能な地域社会」の実現に向けまして今後とも県民の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。是非とも委員の皆様にもご協力をお願いするしだいでございます。

本日のこの審議会でございますけれども、諮問案件といたしまして「オスキジ・オスマドリの捕獲期間の制限」、この案につきまして皆様のご審議をいただくこととしております。是非とも委員の皆様には忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員数33名中18名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、出席者については出席者名簿をご覧ください。

それでは議事に入ります。審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては、福士会長にお願いしたいと思います。

福士会長、よろしくお願い致します。

(福士会長)

それでは、次第に従いまして会議を進めます。会議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

はじめに議事録署名者を指名させていただきます。今回の署名者は藤委員と山田昌子委員を指名したいと思います。よろしくお願い致します。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それから次に、本日は諮問案件が1件あるということですので、諮問書を受け取りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(林環境生活部長)

平成25年9月4日

青森県環境審議会会長 福士憲一殿

青森県知事 三村申吾

諮問書

次の事項について諮問します。

オスキジ・オスヤマドリの捕獲期間の制限（案）について

諮問理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 12 条第 2 項の規定に基づき、オスキジ・オスヤマドリの捕獲期間を制限したいので、同条第 6 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定に基づき、意見を求めるものである。

どうぞよろしく願いいたします。

（福士会長）

それでは、諮問案件の「オスキジ・オスヤマドリの捕獲期間の制限（案）」について、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

（山谷自然保護課長）

それでは、お手元の資料に基づきまして、諮問案件でございます「オスキジ・オスヤマドリの捕獲期間の制限（案）」についてご説明申し上げます。

資料 1 ページをお開きください。

まず、捕獲等を制限する狩猟鳥獣の種類といたしましては、オスキジ・オスヤマドリでございます。捕獲期間を制限する理由といたしましては、オスキジ・オスヤマドリの保護を図るため、昭和 40 年から捕獲期間の制限を 5 年更新で実施してきており、今年度で当該制限期間が満了となりますが、捕獲数からみて生息数の回復が十分でないことから、さらに 5 年間、この捕獲期間の制限を実施するというものでございます。

捕獲禁止期間といたしましては、毎年 1 月 16 日から 2 月 15 日まで、実施期間は平成 25 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まででございます。

捕獲期間を制限する地域といたしましては、青森県一円ということになっております。

2 ページをお開きください。

当該捕獲禁止期間を設ける根拠といたしましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及びその施行規則というのがございまして、といたしまして、国が定める狩猟期間というのは毎年 11 月 15 日から 2 月 15 日までと決まっております。ただし、メスのキジとメスヤマドリにつきましては全国で捕獲が禁止されております。そして、この法律では、

といたしまして、都道府県知事による制限というのがございまして、「都道府県知事は、地域の対象鳥獣の保護の見地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、国が法律で定める禁止または制限に加えて禁止又は制限をすることができる」とあります。

これについては、4 ページをお開きください。

この 4 ページに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を掲げております。

第 11 条の中で、ゴシック体でございますが、「狩猟期間内に限り、環境大臣又は都道府

県知事の許可を受けないで、狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる。」第2項の方で、「環境大臣は、狩猟鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等を行う期間を限定することができる。」と謳っております。これにつきましては、同法の施行規則において、北海道以外の区域においては狩猟鳥獣の捕獲等を行う期間として毎年11月15日から2月15日までというふうに決まっております。

次に5ページをお開きください。

同法の第12条におきまして、「環境大臣は国際的又は全国的な対象狩猟鳥獣の保護の見地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限を行うことができる。

1 区域又は期間を定めて対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。」

それから第2項といたしまして、「都道府県知事は、地域の対象狩猟鳥獣の保護の見地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限を行うことができる。」とございます。

これにつきましては、次の法律の施行規則におきまして、ヤマドリのみス及びキジのみスにつきましては、全国の区域で捕獲等が禁止されております。

今回お諮りいたしますのは、この禁止されているヤマドリのみス及びキジのみスに加えてオスのキジとヤマドリにつきましても2月15日までの捕獲期間の内、1月16日から2月15日までを捕獲禁止の区間とすること、つまり狩猟期間を1ヶ月短縮すること、これをお諮りしております。

同じく、この施行令の第11条の中で、「都道府県知事は、こういった禁止又はその内容の変更を行おうとする場合はその内容を記載した届出書を環境大臣に提出しなければならない。前項の届出書には、合議制機関への諮問に対する答申の写し及び意見聴取に係る調書その他の環境大臣が必要と認める参考となる資料を添えるものとする。」とあります。従って、この合議機関というのは、この環境審議会でございます、これに基づいて今回お諮りいたしているしだいでございます。

2ページにお戻りください。この捕獲期間を1ヶ月短縮する、制限する理由といたしまして、といたしましては、繁殖のための良好な環境づくりを進めたい。キジやヤマドリは雪の少ない県南地域及び津軽地域の雪の少ない地域におきましては、もう2月頃から体毛の変化とか鳴き声の変化などの繁殖行動が見られ、雪解けとともに産卵、営巣することから、求愛期や繁殖期に近い1月中旬以降を禁猟とすることで、繁殖のための良好な環境づくりを進めていきたい。

といたしまして、降雪期であるという理由。本県では、1月中旬から本格的な降雪期を迎えるため、狩猟には厳しい条件となる。

といたしまして、今度は狩猟する側の狩猟者や団体の皆さんの理解と協力ということで、キジやヤマドリの資源保護を図る観点から、狩猟者またその団体等もこの狩猟期間の制限につきましては一定の理解を示しており、これまで協力が得られている。

こういったことを理由として、この捕獲期間の制限をあと5年延長したいというふうにお諮り申し上げております。

3ページをお開きください。

これは今までのキジとかヤマドリの狩猟による捕獲数等の変化を表したものでございます。この中段以降の棒グラフと折れ線グラフを見てほしいのですが、捕獲数と緑の折れ線グラフ、狩猟者の登録数というのを見てみますと、狩猟者の登録数というのは右肩下がりに減少しております。つまり、ハンターが少なくなっているということで、それに連動する形で捕獲数というのも総じて右肩下がりになっております。ヤマドリも同じでございます。ただ、キジにつきましては、この一番右側に紫の折れ線グラフでA / Bというのを取っておりますが、これは捕獲数を狩猟者の登録者数で割った数、単純に申し上げますと、ハンターさん1人あたり、この期間中に何羽捕獲しているかという参考資料ですが、それを見ますと平成20年以降、この数字がやや増えてきているというのが見られます。ヤマドリにつきましても、20年、22年は増えてきていますが、23年は減ってきているという資料でございます。

次に6ページをお開きください。

今回、お諮りした資料につきまして、事前にお送りしましたところ、各委員からご意見が寄せられました。

まず、といたしまして、キジ・ヤマドリの減少を狩猟捕獲数の減少と判断してよいものか疑問です。これは、つまり狩猟捕獲数とキジ・ヤマドリの全体数をイコールで捉えていいのかどうかと、こっちが増えたからこっちも増えているはずだというふうに捉えていいのかというご質問でございます。

国は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づきまして、メスのキジ、メスのヤマドリの捕獲を禁止しています。平成24年度に、この捕獲禁止期間の延長を行った際、国の見解として捕獲数などから勘案して生息の改善が認められないとの見解を示しております。これは、かみ砕きますと、完全にイコールというものではないけれども、ある程度は勘案できるものという見解を国は示しております。

といたしまして、キジやヤマドリの減少は秋田・岩手の隣県ではどうなっているのでしょうか。また、東北地方では、国全体ではどのようなになっているのでしょうかというご質問でございます。

東北地方では、秋田県と岩手県で本県と同様の禁止期間を設けております。両県とも狩猟捕獲数をもってキジ・ヤマドリの増減の、これも「めやす」という言葉を使っておりますけれども、全体の生息数を把握するというのは困難であるという見解を持っているようでございます。

といたしまして、青森市の里山とも言われる横内・幸畑・戸山等では、キジは増えているようですがヤマドリは全くと言っていいほど見られません、というご意見がございました。つまり、これはヤマドリについては生息数が減少している、もしくは生息エリアが

かなり狭められているのではないかと危惧するご意見と理解しています。

これに対して、国は自然保護の観点から生息状況等を踏まえ、区域や野鳥の種類ごとに捕獲期間を定めており、また、メスキジやメスマドリについては全国の区域で捕獲を禁止しているということでございます。県は、これに加えて2ページに示した3つの理由から、捕獲期間を1ヶ月短縮するという措置を加えようとしているものでございます。

といたしまして、昭和40年から捕獲制限をしているにもかかわらず生息数の回復が十分ではないと言うことは、本制限計画は生息数の増加を目的とするものかというご意見でございます。

これは、オスキジ・オスマドリの捕獲期間の制限というのは、地域において狩猟の対象となっている鳥獣のうち、特に保護を図る必要があると認めるオスキジ・オスマドリの狩猟捕獲による生息数の減少を防ぎ、繁殖のための良好な環境づくりのために実施するものでございます。

この質問の趣旨といたしまして、中にあった「生息数の増加が目的か」と問われますと、多少ニュアンスは微妙に異なりますが、捕獲による生息数の減少を防ぎ、繁殖のための良好な環境づくりを進めること、それがこの措置の目的であるということでございます。

次に、7ページでございます。キジの捕獲数、放鳥数、狩猟者登録のグラフについて、狩猟者登録数が減少しているにもかかわらず捕獲数が増加している、つまり先ほど説明いたしましたけれども、A/Bのグラフが右肩上がりに推移しているということは、1人あたりの捕獲数が平成19年度から激増している。これは単なる趣味での捕獲からビジネスとしての捕獲になっていないか。もし、そうであるならば、この措置というのは事業者のための制限計画という意味合いにもならないかというご指摘でございました。

確かに、先ほどご説明申し上げました3ページのグラフを見ますと、1人当たりの捕獲数A/Bというのは平成20年度以降、増加しています。またヤマドリにつきましても同様の傾向が見られますが、その要因といたしましては、例えば天候でありますとか降雪などの自然条件、餌場などの生息地域と狩猟との関係。これは話を聞くと、雪が多いと鳥は里に下りてくるし、雪が少ないと今度はハンターさんが山の中の方に入って行くという関係があるらしく、また、狩猟する側の技量など、様々な要因が重なっているため、この数字だけで生息数が確実に回復したと判断することはできないというふうに考えております。

これに加えまして、キジにおきましては、この3ページのグラフをもう1回見ていただきますと、今まで平成9年から13年までの期間においても同様に増加しておりまして、ヤマドリにつきましても平成9年から11年、それから13年度は増加しておりまして、その後、また減少に転じているという推移が見られます。

従って、保護を確実に進めていくためには、もうちょっと長いスパンでこの推移を見守る必要があるだろうというふうに考えます。

また、県では狩猟試験免許というのを実施しているのですが、その受験の目的というのは有害鳥獣の駆除でありますとか趣味としての狩猟と捉えておりまして、この捕獲禁止期

間の制限によります狩猟鳥獣の生息数の回復を図っていくことで狩猟者の利益、つまり、言葉はあれですが対象となる獲物と申しましょうか、その回復が図られるということ、そして狩猟の文化の継承にも繋がっていくものであるというふうに考えるしだいでございます。

説明は以上でございます。

(福士会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして質問なり、あるいはご意見等がありましたらお伺いします。どうぞ。

針生委員、どうぞ。

(針生委員)

針生です。

質問といたしますか、は国からのみの見解であると。私が揚げた山階鳥類研究所にはお聞きになっていないのでしょうかね。

それから秋田・岩手の隣県ではどうなのでしょうかというのは、3ページについているような、いわゆるこういう資料をほしかったわけです。そうすれば我々も、やはり青森と秋田・岩手は同じじゃないかなと分かるわけですがけれども、残念ながら、それは出されなかったようですね。

それで平成24年の集計中というのは、これはいつ出てくるのか。年度が始まってもう9月ですよ。4月から4、5、6、7、8、もう下期に入る状況で、いわゆる上期が大体終わるころ、もう出てもいい頃じゃないですか。県として、いわゆる狩猟免許所持者に厳しく指導をしているはずですから、いつ出てくるのでしょうか。非常に残念でございます。

それから、思い切って、いわゆる1月15日からではなく11月から全面的に禁止したらいいんじゃないですか。そうすればダウンといい数字が出てくるかもしれませんよ。こういう決断を、やっぱり私はすべきだと思います。ハンターの方は蕎麦の出汁にもできないのかという人もいるかもしれませんが。やはり、同じテーブルについて、立場を考えるのも必要なんですが、やはり自然保護、いわゆる国の鳥、キジ、日本固有の種です、ヤマドリというのは。これは世界にはいません。そういうものに対して青森県でもう少し国に先駆けて何かをやるというのが私は青森県にほしいんです。

私も、もう11月で70歳になりますけれども、せめて三浦雄一郎さんの80歳までにも負けないで皆さんにご意見をしたいと思っていますけれども、これからあと5年間、こういう1月15日から2月15日まで捕獲禁止期間ではなく、11月15日から狩猟期間いっぱいまでを私は宣言する必要があるかと思います。

以上です。

(福士会長)

はい、どうぞ。

(山谷自然保護課長)

今のご質問があった中で、山階鳥類研究所には問い合わせはしておりません。

といたしまして、秋田・岩手、質問の趣旨といたしまして数字というのは考えておりませんでしたので、秋田・岩手に対してはこの数字は問い合わせしておりません。

それから、24年度の実績につきまして、これは県内6ヶ所の県民局を通じて集計していますが、県民局からは10月上旬に上がってきて、国に対して、環境省に対しては10月いっぱいまで報告をするというスケジュールになっております。

(針生委員)

ずいぶんのんびりしていますね。今は25年度ですよ。平成24年度をやっているんでしょう。

(山谷自然保護課長)

はい。

(針生委員)

分かりますけれども、もっと、3ヶ月ぐらいでデータが出るようになってないんですか、狩猟の方が。

(山谷自然保護課長)

国の方から求められているのが10月中旬までということでしたので、それに合わせて今までは作業を進めてきております。

(針生委員)

それは分かるけれども、それは国の方針で、全て国でなくて、やっぱりもう少し、しっかり3ヶ月ぐらいでデータを、また問い合わせる必要があるわけですから、やはり3ヶ月ぐらいでデータをとって、あと2ヶ月ぐらいでそれなりの修正なりをこうして出すべきだと思いますよ。

(山谷自然保護課長)

それはご意見といたしましては狩猟をするいわゆるハンターさんの方とか団体にも図って、できるだけ早く上げるようにいたしたいと思います。

それから全面的に禁止するというご提言がございましたけれども、この6ページの の
答えといたしまして、国というのはあくまでも自然保護の観点から区域や野鳥の種類ごと
に捕獲期間を定めているというものがございます。狩猟という文化並びに指導する側の権
利もございまして、このことから推測いたしますと、メスについては当然禁止になってお
りますけれども、オスについては区域や野鳥の種類ごとに勘案した上で捕獲期間を定めて
いるものであるというふうに勘案しておりまして、それに基づいて、それにプラスして青
森県としては1ヶ月、先ほどご説明いたしましたけれども、本県としての雪の状況、それ
から獲る側の方の理解と協力、そして何よりも良好な環境づくり、保護のための、繁殖の
ための良好な環境づくり、これをするために1ヶ月短縮するというふうに考えてございま
す。

(針生委員)

それは県としてのあれでしょう、ここで審議をするというのは、何の審議なんですか。

(山谷自然保護課長)

ですから、今、審議をするのはこの期間、短縮する期間、1ヶ月短縮するというのを今
までやってきましたが、この後、5年間、この措置を継続してよろしいかというのが審議
案件でございます。

(針生委員)

だから、私は、その期間をもっと延ばしなさいと提案をしたわけです。そうしたら皆で
諮って、いかがでしょうかと、賛成とかそういうのを採るのが審議会ではないんですか。
そういうものじゃないんですか。

(山谷自然保護課長)

私は、今、委員の質問に対してお答えをしています。

(針生委員)

質問に対してと言いましたけれども、私としては、発言しているということは単なるこ
ういう短い期間でなく、思い切って、いわゆる11月15日から2月15日までの期間と
したらいかがなものでしょうかと、これを提案します。

何のための審議会なのかさっぱり分からない。

(福士会長)

どうぞ。

(西澤委員)

西澤と申します。

私も で質問をしていますが、この昭和 40 年から捕獲制限をしていっしょというこ
とで、今、昭和 40 年からみればだいぶ長い年月が経つわけですね。それにも関わらず生息
数の回復が十分でないということで、この の質問の後に私が質問したのはちょっとカッ
トされていて、その後こういうのが続いているんですよ。

「もし、そうならば、昭和 40 年からの同じような制限計画でよいのか。もっと実効力の
ある計画でなくてもいいのか」と。今、針生委員がおっしゃったようなことにも一部つな
がるのですが、効果が上がってないならば、今のような計画でいいのかということです。

この質問に対して、生息数の増加を目的とするのかということなんですが、今の、先ほ
ど事務局の方からお答えになった答えでは、どうも生息数の増加を目的とするのではな
く、狩猟鳥獣の生息数の回復を図ることが狩猟者の利益や狩猟文化の継承につながると。
どうやら、そっちの方に趣が置かれているんじゃないかという気がしてならないんですね。

針生委員がおっしゃったように、キジもヤマドリも日本固有の、まあ絶滅種まで言って
いいのかどうか、ちょっと分かりませんが、非常に保護を求めるような種類である
ことは間違いないと思うんですね。

従って、この狩猟者の利益や狩猟文化の継承は、私は二の次、三の次でもいいと思うん
です。まずはキジ、ヤマドリの保護が第一番にくるものじゃないのかなと、そういう気が
いたします。

それで、 の質問にもつながっていくんですけども、捕獲数をもって回復につなが
っていると、1つの目安とするということなんですね。それも正確な判断にはちょっとでき
ないと。捕獲数をもって、いわゆる固有種の密度が高まっているとは言えないと。私は当
然そう思います。

私の質問に対する回答にも書いていましたけれども、狩猟者の技量などが良くなってい
ると、それで捕獲数が高まっていることも考えられるということなんですね。ということ
は、逆に言ったら個体種の密度がそんなに高まっていない。にも関わらず狩猟者の技量
が高まって捕獲数が高まっているとなれば、これは個体種にとって非常に気の毒な話なわけ
ですね。増えてもいないのに狩猟者の技量が上がって捕獲されているということは、まず
まず個体種の密度が下がる、いわゆる数が減っていくということになるわけですね。

従って、その辺、捕獲数をもって固有種が回復状況にあるのかどうか判断できないとい
うことであれば、さらに A / B のグラフが右肩上がりになっているという状況も加えま
して、針生委員と同様に、もうちょっとこの辺は検討をしてみる余地があるのではないの
かなというのが私の考えでございます。

(福士会長)

はい、どうぞ。

(山谷自然保護課長)

今のご指摘の中で、私、説明がまずかったと思いますけれども、まさにここで言った狩猟者の利益や捕獲文化の継承というのは、まさに補足として申し上げたしだいでございます。この文章でも最後の方で「また」ということで書いておりまして、これが主眼ではございません。あくまでも補足としてこういう一面もあるという意味で申し上げたしだいでございます。

また、この3ページのグラフに戻りますけれども、確かにA / Bというところはキジについては増えておりますけれども、全体の捕獲数自体は、まあこれは狩猟者の減少もあるんですけれども下がってきているという部分はございます。

我々といたしましても、一番厳しいのは、保護するというのも大事でございますけれども、かたや一方には獲る側という方もいらっしゃいます。獲ることを全面的に禁止すると、何よりも科学的データに基づいた数字というのが実は必要になってくるわけでございます。

例えば、下北でサルの捕獲をしておりますけれども、これにつきましてはかなり正確にサルの群れであるとか個体数とか、こういったものをカウントして全体でこれくらい増えているとなれば種の保存の意味からして、まあ人間生活に悪さをするものたちを何頭かを捕獲するのはやむを得ないという論理で、毎年サルの捕獲というのは行っているんですが、このキジとかヤマドリについて厳しいのは全体数を把握するということは、なかなかこれは不可能に近いものがございます。何をもち判断しているかということ、先ほど針生委員からもお話がありましたけれども、野鳥の会とか、そういった方々のお話を聞いて、例えば針生委員の方からも、「キジは増えているような感じもするけれども」というご意見がございました。「ヤマドリは全然見られなくなったよ」とか、そういったのを基にして考えるほか、母数の部分が掴めない部分がございます。これを基にして制限というものを加えております。

が、しかし、国といたしましてメスについては禁止をしているのですが、国自体がオスについては狩猟期間を設けて、その期間であれば獲ってもいいよというようなことをしているわけでございますので、そこのところがなかなか、ちょっとネックになっております。

ただ、この取組を進めていることで資源の維持というものは図られてきているのではないかというふうに考えております。

(福士会長)

まず西澤委員から。

(西澤委員)

捕獲数でもって固有種の数把握するというよりも、捕獲しちゃえばこれは死んじゃう

わけですから当然少なくなるわけですね。キジとかヤマドリみたいに、非常に生息数が危惧されている生き物については、捕獲でもって生息数を把握しなくても、例えば日本野鳥の会みたいに数を数えていますよね。獲らなくて数を数えても生息数というのは把握できるんじゃないでしょうかね。

国を先頭に、県においても生息数が危ぶまれている種類については、獲って殺して数を数えて生息数を把握するよりもよっぽどいいんじゃないかなと私は思うんですけどもね。いかがでしょう。

(山谷自然保護課長)

野鳥の会とかにご協力をいただいてカウントすることはできると思いますけれども。その地域の見える範囲、その地域のカウントはできるかもしれませんが、じゃあ青森県全体としてどうなんだというのが出せるのかどうかというのがちょっと引っかかっている部分でございます。

下北のサルの場合ですと、わりとその場所にいるというのがありますので、それぞれの群れを識別して、これはこの群れ、これはあっちの群れというふうに分かるのですが、野鳥の場合、これは逆に質問をしたいのですが、野鳥の場合、どうでしょう、仮にそういうふうにかウントをしても、全体数というのは正確に出せるものかどうか。

針生先生、どうですか。

(針生委員)

非常に難しい問題ですね。河川、湖沼に飛来するカモとかというのは、かなり近似値に近い数字はカウントできますけれども、キジ・ヤマドリ、いわゆる山野に生息するものについては全市町村の方のご協力、また山野に入る方々のご協力の聞き取り調査、そういう形の積み重ねをして、さらにそれをダブっているものを科学的にいわゆる分析をしないとできないと思いますが。やってみる価値はあるかと思います。何年に1回でも、5年に1回、こういう機会に。私はそう思います。そうでないと、いつまで経っても5年ごとに同じような審議をなさるのではないのでしょうか。

(福士会長)

一応、藤委員もあるみたいです。

(藤委員)

青森大学の藤です。

ちょっと教えていただきたいんですけども、捕獲制限というのは昭和40年から行われていると。この5年スパンで行われているというのは、もうずっと5年スパンで行われているものなんではないでしょうか。

(山谷自然保護課長)

これは昭和 40 年から 5 年ごとに。

(藤委員)

そうであれば、1 ヶ月の捕獲制限というのは何回くらい行われているのでしょうか。

(山谷自然保護課長)

同じパターンで、1 ヶ月短縮するということで。

(藤委員)

ずっと同じパターンで?ということは、個体数で考えるより政策の効果ということを見ると、5 年間スパンで1 ヶ月の制限というのは多分ほぼ効果が見えてないという証明だと、そういうふうに考えることができるような気がするんですけども。

それと、もう1つ確認させていただきたいのは、6 ページの一番下の西澤委員の質問に対する答えで、「繁殖のための良好な環境づくりを図る」ということですが、それを目的とした措置というのは、捕獲制限以外に何か行われているものがあるのでしょうか。

(山谷自然保護課長)

それについては、鳥獣保護区であるとか、そういった区域を設けております。

(藤委員)

ですので、私が少し提示したかったのは、5 年スパンで行う1 ヶ月の1月16日から2月15日までの措置というものが、あまりうまく機能をしていないということが多分この表からも分かると思うので、ある程度の見直しというのは必要なのではないかなと私は思うんですけども。このあたりというのはおそらく他の委員の方々もおっしゃられていることと少し似ていることではないかなとは思いますが。

あともう1つ教えていただきたいのは、平成 13 年から 14 年にかけて捕獲数が両種において減っているんですけども、これは何か原因があれば教えていただきたいんですけども。

(山谷自然保護課長)

まず後ろの方の質問ですけども、この折れ線グラフの増減の理由は、実は分かりません。先ほど申し上げましたように、例えば雪が多いと里に鳥が下りてくるというのもありますし、逆に雪が少ないと今度はハンターさんが山の中に入っていきやすくなるというものもあるので、この辺の因果関係というのは、我々はちょっと分かりません。

それからもう1点、政策的に効果がないというご判断でございましたけれども、我々としては、これをやることによってむしろキジ・ヤマドリの、まあ絶滅とまでは言いませんけれども、それを防いでいるというふうに考えております。

先ほど西澤委員の方から、「増やすことが」とありましたけれども、増やすというよりも保護をする、つまり端的に申し上げますと、絶滅を防ぐという趣旨でございまして、明らかに倍々ゲームで増やしていこうとか、そこまでは踏み込んでおりません。

(藤委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(福士会長)

ほか、ご意見などあればどうぞ。

(針生委員)

1つだけ追加させていただきます。

野鳥の場合は、1種について2,000羽というのがいわゆるデッドラインなんですね。ですから、この表からいうと、その3倍はいるとしても、ヤマドリの場合は1,000を切っていますので、3倍としても2,700ぐらい、2倍とすると、もう2,000を切っているわけですから、これを頭に入れておいていただきたいと思います。

以上です。

(林環境生活部長)

すいません、ただいままでのお話を聞いて、ちょっと全体的な部分から1点お話をさせていただきますと思うのですが、再確認の部分もございますけれども。

まず、基本的にこの鳥獣保護に関する資料に関しては、先ほど資料の中の4ページでお示しましたように、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律という形で、日本全国、国が法律でもってまず規定しているものがございます。それに対して、一部、その地域、本県の特事情なりという形でもって、知事が国の法律に基づく制限をさらに厳しくするなりといった措置というものができそうな仕組みになっているわけでございます。

今現在、全国で、今回お示ししておりますオスキジ・オスヤマドリに関しまして国の法律に加えて県において制限をさらに厳しくしているような状況になっているのが、ただ今、手持ちにございます資料では・・・、課長から申し上げます。

(山谷自然保護課長)

私から説明いたしますと、このオスのキジ・ヤマドリにつきまして制限をしているのは青森県、岩手県、秋田県、それから千葉県がオスのヤマドリ、京都府がヤマシギを制限し

ているだけとなっております。

(林環境生活部長)

ただ今、申し上げましたように、そういった仕組みの中で本県の言ってみればこういった降雪地域であるという事情などを勘案して、国の法律に基づく仕組みをベースにしながらも、言ってみれば本県なり各県の特殊事情でもって期間制限を厳しくしているのがただ今申し上げた限られた地域のもので、本県としてはこういった形で厳しくしているという状況になっているわけでございます。

そしてまた、明確に数字というものをお示しできれば一番皆様方にご理解をいただけるのかもしれませんが、これまでも、今お話があったように、なかなか明確な数字というものをお示しできるような状況にはございません。そして、全体的な空気といたしましては、こういった仕組みを行いました昭和 40 年当時と今現在、もう既に 30 年を経過して、その当時と比べると山の状態というのは決して良好にはなっていない、言ってみれば、この自然の鳥獣が生活をする場というのは当時と比べるとやはり小さくなって、厳しくなっている状況になっているんだろうと思います。

そういった意味では、総論として申し上げますと、当時と今までやってきた本県のこういった制限を厳しくするという状況をまず緩和するという状況にはまずないんだろうというのが基本的な大きな流れとしてあるんだろうというふうにも思います。

そしてまた、現実には、先ほど 3 ページの資料でもって捕獲数、そして放鳥数ですとか狩猟数をお示ししてございますけれども、捕獲数なりというのは、キジにつきましては平成 5 年の捕獲数が 4,500 羽ほどであったものが、今現在、平成 23 年の数字でございますが、2,700 まで減少している。こういった状況を総合的に勘案すると、決して規制というものを弱める状況にもない一方で、こういった捕獲数が減少している状況を踏まえますと相対的な意味での保護というものをしながらも、さらに強める状況には、というもなかなかご説明をいえる状況にはないのではないかなというのが全体的な傾向として認識していることを若干補足で説明させていただきます。

(福士会長)

分かりました。竹浪委員ですね、はい。

(竹浪委員)

今、部長さんがおっしゃった捕獲数の推移のこのデータを見て、ちょっと気になっているのは、キジの方は今おっしゃったとおり半分ぐらいに減っていますよね。ただヤマドリの方は、これを見ると 4 分の 1 までになっちゃっていますよね。これは先ほど針生さんも言った 24 年がどうなっているのかというのがすごくここ、気になる場所なんですよ。

なので、やっぱりキジとヤマドリを 2 つ並べているんですけども、ヤマドリの方は、

本当にこのところ、ハンターの方にも私は聞いてみたんですけども、キジの方は高麗キジを皆さん獲っているのでいいんだけども、ヤマドリというのは本当に見られなくなったというふうなお話を伺っています。

そういうことから言って、ヤマドリについては禁止しちゃうということも方策としてあるんじゃないかなと私感じていまして、先ほどの針生さんの提案に私も同意をしたいなと思っております。

(山谷自然保護課長)

ヤマドリにつきまして、我々の認識といたしましてはハンターさんも減っているというのがあるんですが、1つの指標としてA/Bというのを見ると、この場合は1.0という数字、23年度、これは平成5年、20年前の数字なのかなと。下の方の折れ線グラフの紫の折れ線グラフを見ていただきますと、大体20年前の数字なのかなと。23年度は減っていませんけれども、21年度、22年度というところの数字を見ますと0.95、0.87、1.01ということで、これは大体20年前の数字と同じくらいなのかなと。

となれば、これも推測ですけども、ヤマドリにつきましても全体量というのも20年前の水準を上下していて、維持とは言いませんけれども、同じくらいなのかなというふうには推測はしております。

(竹浪委員)

だから23年度のこの数字が24年度どうなっているのかというのがすごく心配だということです。その辺、今年がちょうど5年間で、また5年間延長になっちゃうから、ここが心配だなというところです。

(福士会長)

はい、どうぞ。

(山田兼博委員)

山田です。

私も白神山地の方にずっと入っているんですけども、夏も冬も入って、夏はヤマドリのことは分かりませんが、スキーで暗門、もっと奥まで入っています。これはイヌワシを調査するためです。それでずっと行くんですけども、前はすごくヤマドリの足跡を見ました。今はほとんど見ることはないです。かなり減少しているなと思いますので、何とかお願いをしたいと思います。

(青山委員)

弘前大学の青山ですけども。

先ほどからの議論を聞いていますと、一番問題なのは科学的なデータがないということです。狩猟数とか何かというのは、これはいろんな要因で変わるので、やはり生息数がしっくり分からないと、これは判断ができないように私は思うんです。

先ほどの、完全に絶滅とか、完全に狩猟を止めるためには科学的なデータが必要だというふうに県の方から言われたんですけども、期間を制限するにはそういったものは無しの議論なんですね。

だから、これ、もし今回、例えばこの諮問(案)が通ったとしても、5年間の間にきちりとした数字、先ほど針生委員から「やってやれないはずはないはずだ」ということが出ました。それから、私はこういったものは専門ではないんですけども、やはり動物生態学者の人に、専門家にちゃんときちっと相談をして、おそらく現在でしたからかなり精度の高い推計ができる方法があるのではないかと思うんですよね、そういう生態学の専門家の方であれば。

だから、そういったところで、例えば5年延長するにしても、次の時までにはきちりとした推計数というのを出して提案してもらわないと、審議のしようがないというのが私の感想でした。

以上です。

(福士会長)

どうぞ。

(山谷自然保護課長)

今のご意見、先ほど針生先生からも出ましたけれども、何よりも全体数を把握するというのがやはり今までの議論を踏まえると必要になってくると思います。

この全体数の把握というのは、例えば来年1回やって、その数字が全てというわけではございません。やっぱり何年か積み重ねて行って、その数値の精度といいましょうか、そういったものを上げていく必要があるかと思います。

今、ご指摘のあったものにつきましては、今後、県といたしましてもやり方を含めていろいろと検討して行って、そういった数字の積み重ね、まあ最初はおそらく粗々のものになろうかと思いますが、だんだん精度を高めていく調査の仕方を含めて検討をしてまいりたいと思っております。

(福士会長)

大体ご意見は出尽くしたということによろしいですか。

若干まとめますと、今回の諮問の提案は、最低限の同意は得られそうだとは思いますが、従来どおりということで。ただし、出たご意見で、やはり自然保護の立場から、この期間、制限をもっと延ばした全面禁止というご意見も出たんですが、今、それをやるにし

ても生息数等の科学的なデータが無いことにはいろんな立場から判断できないこともあるということですので、次の5年間までそれをやるということがこの審議会の多数の意見と捉えて結構でしょうか。どうでしょうか。その上で制限を厳しくするなり、逆もあるかもしれませんが、そういうことを5年間で考えていくということが多数ということによろしいでしょうか。

今回は、とりあえず諮問(案)は最低条件ということで審議会としては認めると。ただし、多分意見書が付くということになるかと思いますが。

(林環境生活部長)

付帯意見として。

(福士会長)

付帯意見ですね。付帯意見の案は、今、口頭で、私の頭でちょっと言いますと、例えばですが、「今後、生息数を把握するなどして、制限期間の見直し等を5年間かけて行うべし」というような中身だろうと思うんですけどもね。文章は今、考えますが。

ですから、今日のところはいきなり諮問(案)はダメということで全面禁止というようなことをデータが無くて決めるということは、ちょっとこれは難しいと思いますので、今みたいな諮問案は受けます、OKなんですが、付帯意見としてはもう5年間生息数を調査して制限の見直し等を図るべきということで、5年後にまた決めてもらうというようなことですね。そういったことで付帯意見でどうでしょうか。それは実際にやっていただくと、大変ですけども。

(竹浪委員)

よろしいんじゃないですか。

(福士会長)

大体こんな形でしょうか。

県の方も、これで実行できなければ何もなりませんけれども、よろしいでしょうか。

(林環境生活部長)

審議会のご意見、十分承りまして、いろいろな方法等も含めて十分検討をして、次回、5年後になりますけれども、ご納得いただけるよう頑張りたいと思います。

(福士会長)

それでは、今みたいな方向でまとめてよろしいでしょうか。いいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、今、私が口頭で言いましたような内容の意見

を付した上で答申しますが、よろしいですね。

それでは答申書の準備がかかると思いますので、最低 10 分ほどは休憩を取りたいと思いますが。県の方、10 分くらいで大丈夫ですか。10 分以上ということで、10 分頃にもう一度着席いただくということですので、2 時 40 分くらいには始めたいと思います。暫時休憩します。

< 休憩 >

(福士会長)

それでは、会議を再開いたします。

お手元に、答申の案が配布になっていると思いますが、この配付してある文案でいかがでしょうか。別紙の方になりますが、いいでしょうか。

それでは、この文案のとおり答申したいと思います。

それでは、答申しますので、林部長、よろしく願いいたします。

(福士会長)

平成 25 年 9 月 4 日

青森県知事 三村申吾殿

青森県環境審議会 会長 福士憲一

青森県環境審議会に対する諮問事項について (答申)

平成 25 年 9 月 4 日付け青環第 995 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果、別紙のとおり意見をとりまとめ答申します。

オスキジ・オスヤマドリの捕獲期間の制限 (案) について

別紙ですが、青森県環境審議会の意見

(オスキジ・オスヤマドリの捕獲期間の制限 (案) について)

今後、科学的見地から生息数を把握することに努め、捕獲期間の制限について検討を行うこと。

その余については適当と認める。

以上です。

(福士会長)

以上で本日の議事案件については終了としますが、その他、何かありますでしょうか。

(針生委員)

全然関係のない話ですけれども、弘前、八戸市ではカラスの生息数について調査をして

把握をしていましたけれども、青森市もやっと重い腰を上げまして、8月と11月、カラスの生息数を調査せよと指示がありまして、先日、8月31日、三内の八幡宮のいわゆる社殿をめぐらとするカラスについて、概数ですが把握をいたしました。約3,000羽でございます。あと11月になればまた増えるのかなと思っています。

全然関係ないのですが、一応鳥獣関係で、ありがとうございました。

(福士会長)

情報提供ということですか。

(針生委員)

はい。

(福士会長)

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして本日の議事を終了といたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

(司会)

福士会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。

閉会にあたりまして、林環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

(林環境生活部長)

熱心なご審議を大変ありがとうございました。そしてまた、答申をいただきました。大変ありがとうございました。

審議の中でいただきました付帯意見、今後の検討に向けてしっかりと対応させていただきますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第19回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。